

御船町プロモーション動画制作業務選定基準書

審査項目		詳細審査項目	配点
定量評価	1 施工体制	同種業務件数	5
		同種業務契約等	5
	2 技術提案	効果的なPR内容	10
		動画構成・体制等	5
		ナレーション	10
	3 オプション	追加特筆提案	5
	4 事業費等	見積額	10
定性評価	1 プレゼンテーション	理解度	20
		ストーリー性と訴求力	20
		創意工夫	20
		実現性	10
		信頼性と提案の分かりやすさ	10
		コミュニケーション能力	10
		調査能力	10
合計			150

※選定委員の平均点

【選定方法】

- (1) 一次選定は事務局による書類審査（定量評価）を行い、二次選定は選定委員会において、プレゼンテーション審査（定性評価）を行う。
- (2) 一次選定において、上位3者を二次選定対象者とする。
- (3) 一次選定において、50点満点中30点未満の者は失格とする。
- (4) 二次選定においては、全ての選定委員の点数を集計し、その平均値を参加者の得点とする。
- (5) 集計の結果、一次選定及び二次選定の合計点数が最も高い参加者を受託候補者とし、2番目に点数の高い参加者を次点者として選定する。なお、合計点数が同点の場合は、以下の優先順位に従い決定する。
 - ①二次選定の定性評価の合計点数が最も高い者
 - ②選定委員による協議
- (6) 二次選定において、選定委員の平均点数が60点未満の者は失格とする。